

有限責任中間法人 日本薬業研修センター概要

1. 名称・所在地

- ・名称 有限責任中間法人日本薬業研修センター
- ・所在地
 - 〔本部〕東京都港区虎ノ門1-1-12 虎ノ門ビル505
TEL 03-5510-8031 (直通)
 - 〔横浜事務処理センター・人材育成センター〕
神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル9階
TEL. 045-478-5453 FAX. 045-478-5461

2. 設立年月 2007年9月法人設立

3. 理事長兼センター長 川島 光太郎

専務理事	舌古 宏
研究所所長	堀 美智子

4. 事業目的

- 1) 人材育成を通じ薬業界のレベルアップと社会的信頼性を高める。
- 2) わが国の、国民保健衛生向上に貢献する人材を育成する。
- 3) 薬業界の健全な成長を図る。

5. 事業内容

- 1) 日本薬業連絡協議会に所属する団体の教育・研修事業全般
- 2) 薬事及び医薬品情報収集・提供事業
- 3) 専門家による様々な業務にかかるサポート事業
- 4) 会員管理サポート事業
- 5) 一般に向けた出版・教育事業

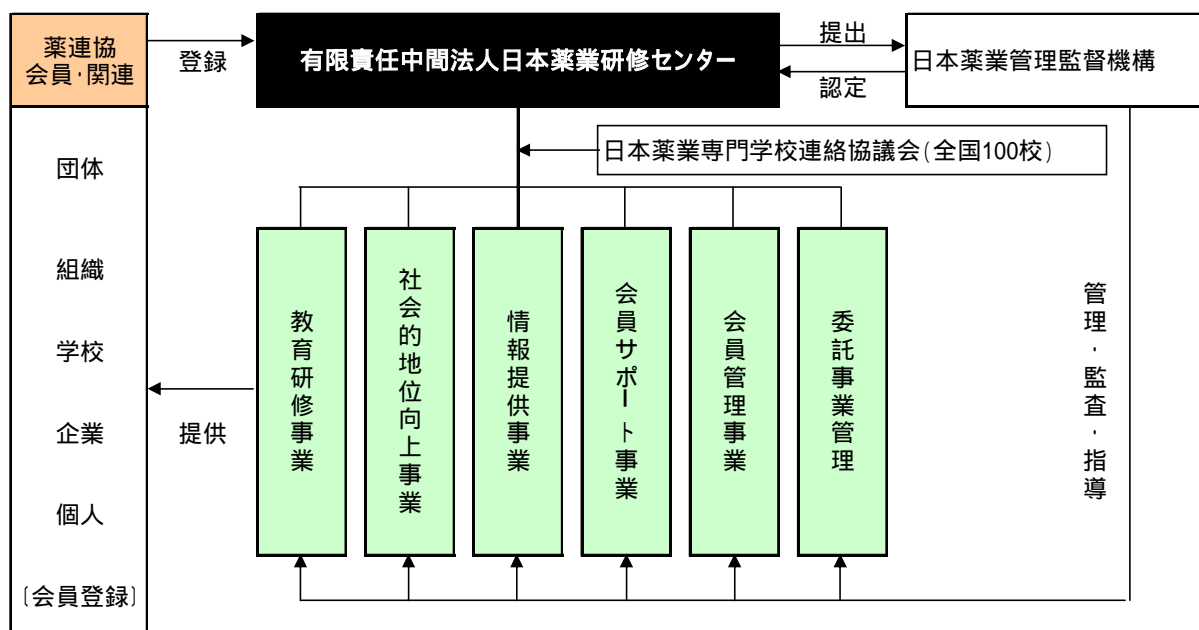
6. 組織

- 1) 理事会組織 ... センター事業計画・予算・業務方針・課題・運営の決定
・研修センターの事業目的達成のための事業活動内容の決定とチェック
・有識者・専門家・各業界などで理事を構成、理事長・専務理事を置く
- 2) 薬業技術研究所 ... 医療・医薬・法律等、薬業界の総分野への技術研究・サポート
・薬業界を構成する有識者・専門家で構成、各分野の技術研究・育成指導の実施
- 3) 運営事務局 ... 教育研修、会員管理・サポート、証明書の発行、情報提供等の実施
・事務局、アウトソーシングの協力で、当研修センターの目的・役割を強力に実現

7. 運営方針

- 1) センターの運営コストは、すべて独自な業界の教育・研修費によって賄う。
- 2) よって各所属する団体等からの費用負担は無いものとする。(寄付は受ける)
- 3) より専門性を高め、コストを削減するため、アウトソーシングを多く用いる。
- 4) 業界に有益な事業を提供できなくなった時は、存続する意味はなく、解散する。

【有限責任中間法人日本薬業研修センター 事業運営概念図】



〔事業運営組織〕

薬業界全体の教育専門機関として運営、実施することにより、薬業界を向上する高いレベルの教育を低いコストで提供することが可能となる。

薬業界の教育を第三者機関が実施することにより、精度の高い教育の実施を徹底することが可能となる。また、この教育受講者に対し、受講証明が公正かつ厳格に行なわれる。

薬事に関わる法律や新制度情報、医療及び医薬業務などの情報、医薬品成分及び分類情報など、薬事に関する情報を収集・提供する。

医療・薬学及び法的サポートを行い、安心して仕事を行なえる状況をつくる。

各会員の教育受講・合格などの管理を行い、証明証を発行し会員のサポート行う。

各団体・企業からの教育・研修等における委託事業への対応を行なっていく。

〔関連機関との協力〕

法律専門家と有識者および学者の方々と構成されている機構。薬業界の調整や薬業界の向上のための事業を第三者機関として支援する。有限責任中間法人日本薬業研修センターは、実施する教育・研修の内容やカリキュラムを機構に提出し、機構はその内容を認定し、実施の監督を行なう。

薬業関係の専門学校による協議会。有限責任中間法人日本薬業研修センターが全国で実施する教育・研修について、講師および教室の協力をいただく。